

亀岡市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

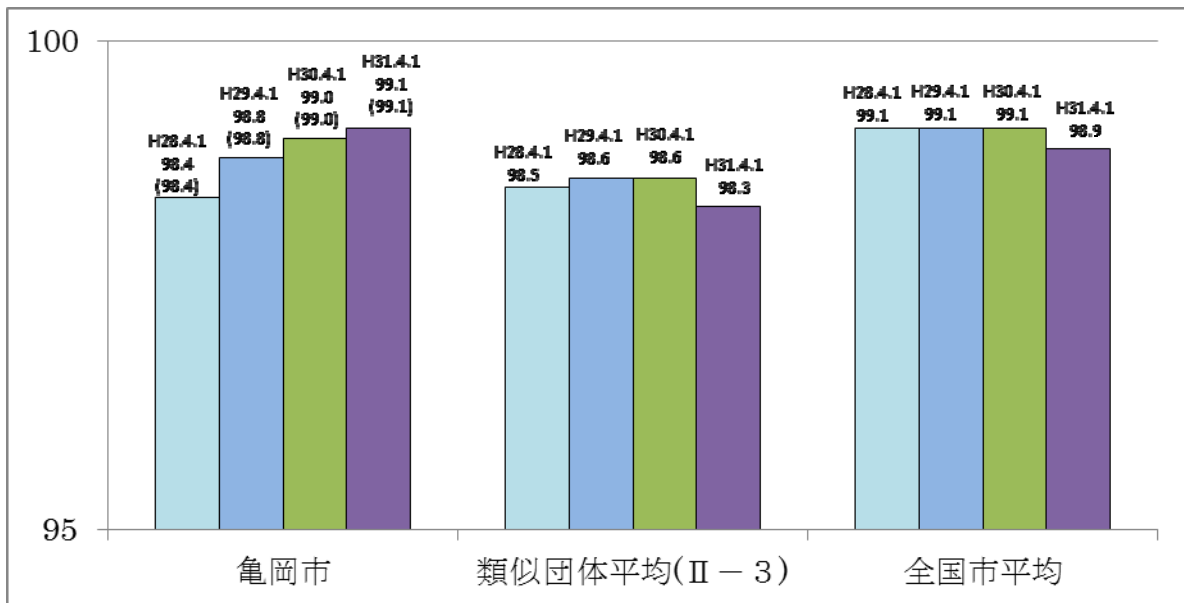
区 分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	89,093人	32,823,164千円	558,628千円	5,683,558千円	17.3%	15.9%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体 平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	540人	1,950,484千円	619,092千円	837,402千円	3,406,978千円	6,309千円	6,170千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、普通会計に属する一般職の職員（平成30年4月1日現在）の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に

基づく地域手当支給率)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期等）

給与制度の総合的見直しについては、平成28年4月1日に実施した。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準6%に対し、亀岡市においても6%を支給

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
亀岡市	39.7歳	301,828円	416,466円	348,687円
京都府	42.8歳	319,960円	413,884円	371,435円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
類似団体	41.3歳	309,709円	398,167円	355,160円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
亀岡市	49.3歳	2人	301,000円	343,505円	333,105円	—	—	—	—
うち用務員作業員	49.3歳	2人	301,000円	343,505円	333,105円	用務員	55.6歳	211,600円	1.62
京都府	55.9歳	168人	362,619円	413,137円	395,411円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,431人	287,312円	—	329,380円	—	—	—	—
類似団体	51.2歳	23人	326,070円	387,535円	358,673円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
亀岡市	5,630,601円	2,883,400円	1.95
うち事務員作業員	5,630,601円	2,883,400円	1.95

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職（小・中学校（幼稚園））

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
亀岡市	39.5歳	319,193円	400,772円
京都府	40.7歳	350,021円	399,520円
類似団体	39.9歳	303,437円	355,131円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		亀 岡 市	京 都 府	国
一般行政職	大学卒	180,700円	189,600円	180,700円
	高校卒	148,600円	154,900円	148,600円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—
教育職	大学卒	—	211,700円	—
	高校卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在）

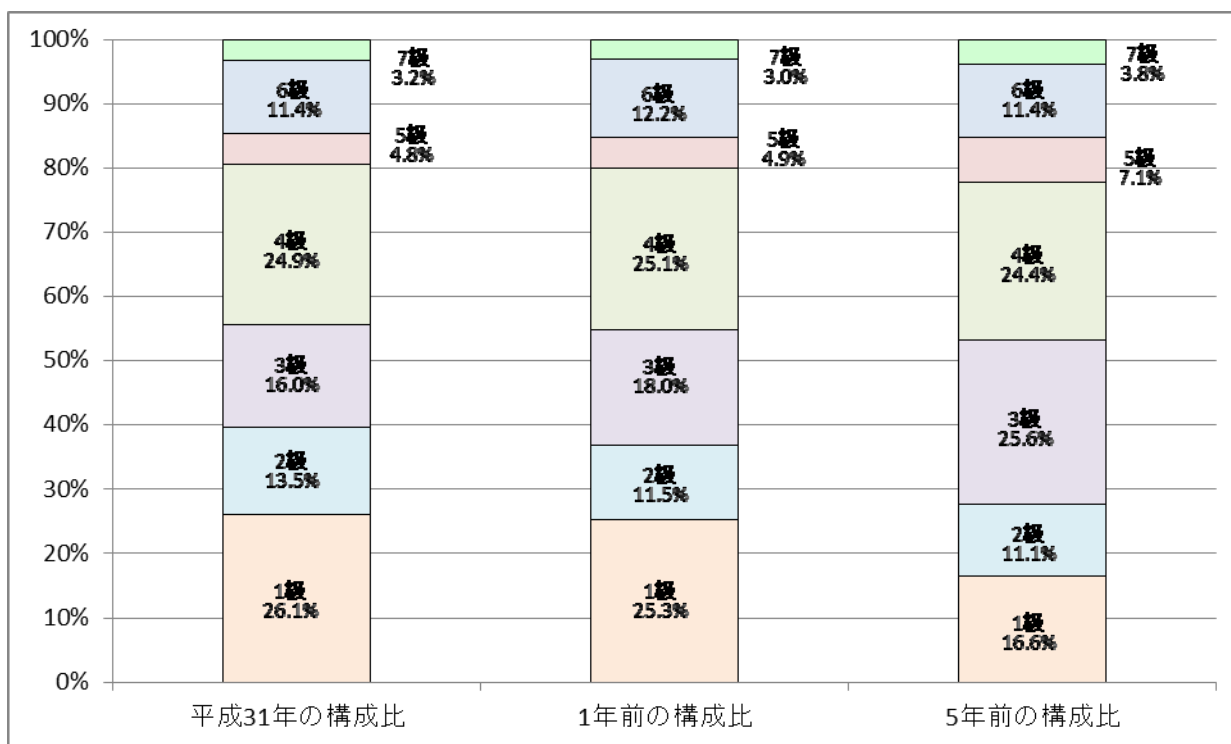
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	263,800円	358,600円	371,775円	405,400円
	高校卒	—	—	365,250円	—
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
教育職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

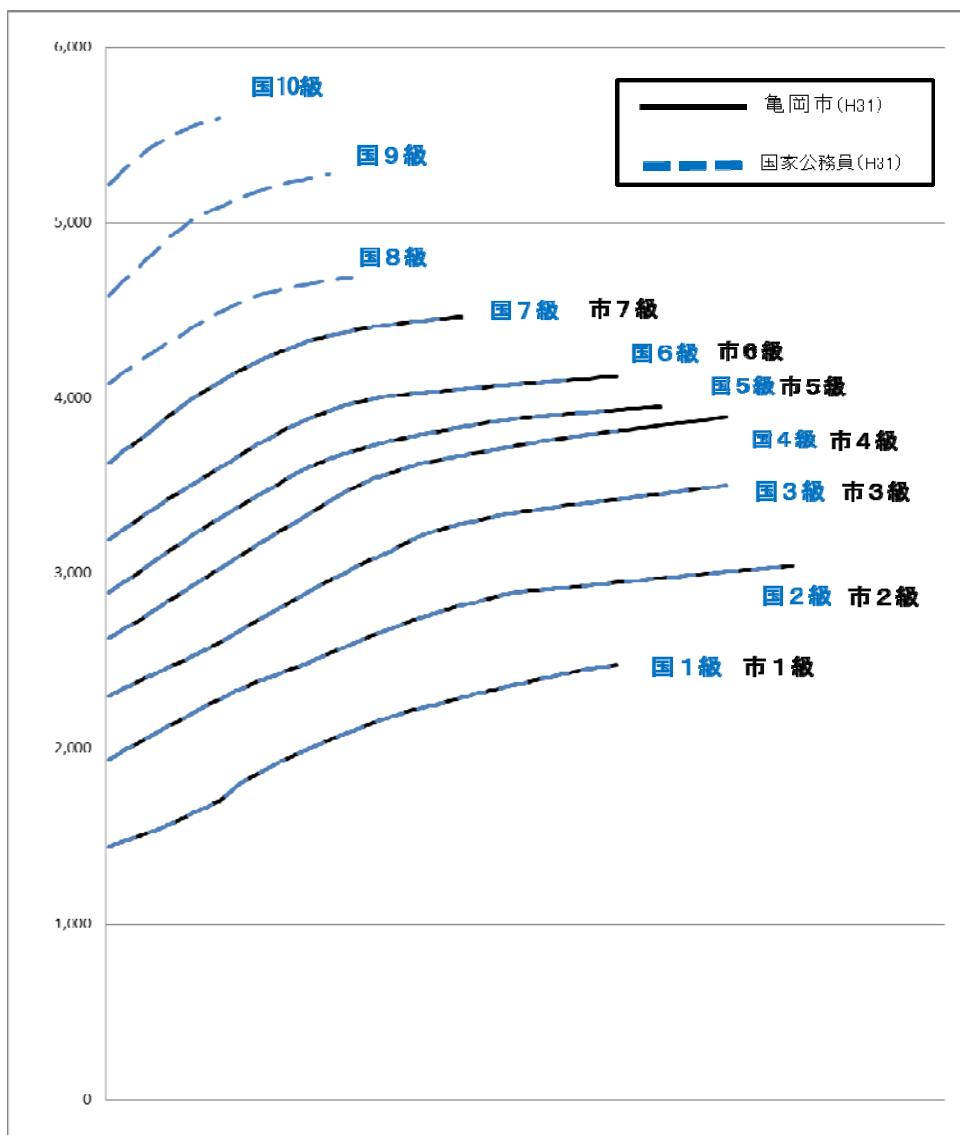
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長	14人	3.2%	362,900円	446,200円
6級	次長・課長	50人	11.4%	319,200円	412,200円
5級	副課長	21人	4.8%	288,900円	395,000円
4級	係長	109人	24.9%	263,000円	389,000円
3級	主任	70人	16.0%	230,000円	350,000円
2級	主査	59人	13.5%	194,000円	304,200円
1級	主事・主事補	114人	26.1%	144,100円	247,600円

- (注) 1 亀岡市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100にならない場合がある。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

亀岡市	京都府	国
1人当たり平均支給額(30年度) 1,482千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,732千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・管理職加算 10%、20% ・役職加算 5%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・管理職加算 10%～25% ・役職加算 5%～20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の状況(一般行政職)

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和2年度		令和2年度	

(2) 退職手当(平成31年4月1日現在)

亀岡市			国		
(支給率) 自己都合	応募認定・定年		(支給率) 自己都合	応募認定・定年	
勤続20年 19.6695月分	24.586875月分		勤続20年 19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年 28.0395月分	33.27075月分		勤続25年 28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年 39.7575月分	47.709月分		勤続35年 39.7575月分	47.709月分	
最高限度額 47.709月分	47.709月分		最高限度額 47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%)		
(退職時特別昇給 無)					
1人当たり平均支給額 3,733千円			20,606千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		131,056千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		224,028円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
亀岡市	6%	585人	6%

(4) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）			1,374千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）			34,338円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）			6.8%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給単価
徴収事務等従事手当	市税等の徴収事務の従事職員	市税等の徴収	267千円	月額2,500円(常時)
感染症防疫作業従事手当	感染症患者の救護、感染症病原体附着物件の処理等の従事職員	感染症患者の救護、感染症病原体附着物件の処理作業等	0千円	日額1,000円以内
行旅病人護送等従事手当	行旅病人の護送作業等の従事職員	行旅病人の護送作業等	0千円	1件3,000円以内
火葬従事手当	火葬業務の従事職員	火葬場での火葬業務	0千円	1件500円以内
社会福祉業務従事手当	福祉事務所勤務で現業を行う社会福祉主事の職員	福祉事務所での現業を行う社会福祉主事の業務	394千円	月額3,000円以内
清掃関係業務従事手当	清掃関係業務の従事職員	清掃施設の点検、ごみ収集運搬	549千円	月額7,000円(常時)
犬、ねこ等の死体収集作業従事手当	犬、ねこ等の死体収集作業の従事職員	犬、ねこ等の死体収集作業	164千円	1件500円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	209,159千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	425千円
支給実績（29年度決算）	164,619千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	344千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成31年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し月額支給 ・配偶者6,500円 ・子10,000円 ・配偶者及び子以外の親族各6,500円 ※16～22歳の扶養親族 ・各5,000円加算	同	—	62,128千円	268,953円
住居手当	自ら居住する住宅を借受け家賃を支払っている職員に対し月額支給（家賃が12,000円を超える場合に限る） 最高27,000円/月	同	—	33,520千円	345,564円
通勤手当	通勤費用を直接負担する職員に対し月額支給 ・交通機関等 6月定期券基準 ・交通用具等（距離制） 最高24,400円/月	異	（国の制度） ・交通用具等（距離制） 最高31,600円/月	47,506千円	98,561円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職でその職務の特殊性に基づき月額支給 ・職務の級、職区分による定額制	同	—	67,946千円	730,606円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務を命じられ勤務した職員に対し支給 ・1時間当たりの給与額の135/100×時間数	同	—	3,480千円	20,231円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要により休日等に勤務した管理職員に対し支給 ・3,000円～6,000円/勤務 （職務の級による） ※6時間/勤務の場合は ・6,000円～12,000円	異	（国の制度） ・3,000円～18,000円/勤務 （管理職の区分による）	4,019千円	

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給料	市 副 市長	985,000円 787,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額				
			1,061,000円/455,000円 885,000円/620,000円				
報酬	議 副 議長 議 長 員	560,000円	737,000円/357,000円				
		490,000円	653,000円/294,000円				
		440,000円	591,000円/266,000円				
期末手当	市 副 市長	(30年度支給割合) 3.35月分					
	議 副 議長	(30年度支給割合) 3.35月分					
退職手当	市 副 市長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
		98.5万円×在職年数×550/100 78.7万円×在職年数×325/100	2,167万円 1,023万円	任期毎又は退職時 任期毎又は退職時			
	備 考						

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

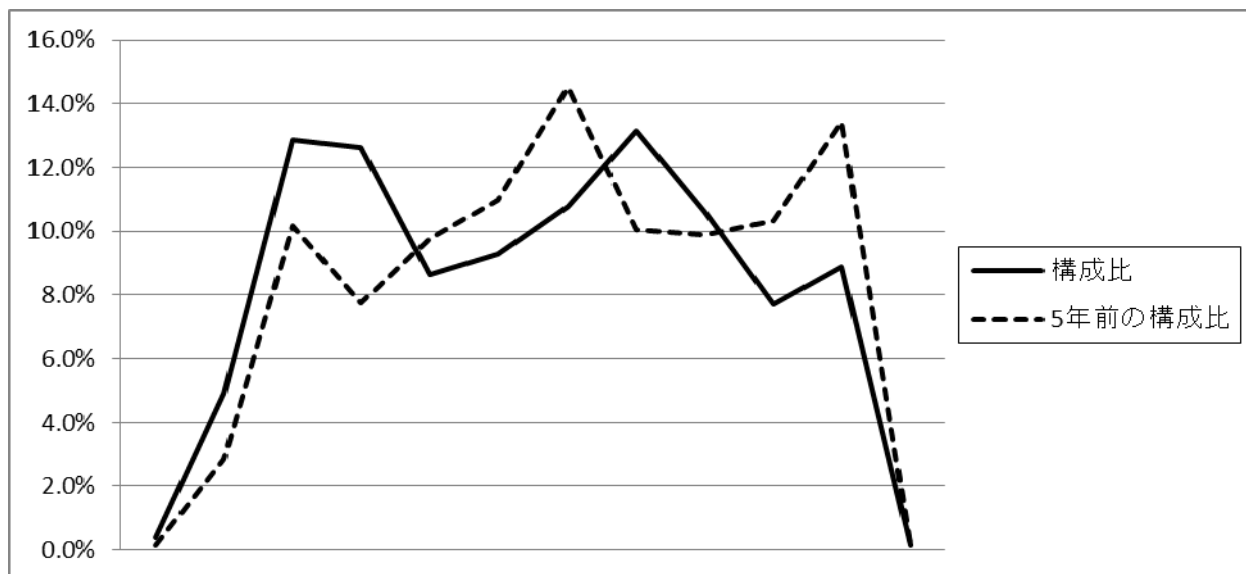
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門		区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成30年	平成31年	平成30年	平成31年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	7	7	0	地方創生業務増加に伴う増	
		総務	131	134	3		
		税務	35	35	0		
		民生	152	157	5		
		衛生	35	38	3		
農林水産		28	29	1			
商工		13	19	6			
土木	68	68	0				
	計	469	487	18	<参考> 人口1万人当たり職員数 54.66人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 49.29人)		
	教育部門	71	68	△3	退職者不補充		
	小 計	540	555	15	<参考> 人口1万人当たり職員数 62.29人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 63.02人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	水道	124	125	1	地域医療連携の充実化に伴う増	
		下水道	27	27	0		
		その他	21	21	0		
		その他	26	25	△1		
	小 計	198	198	0	国保業務縮小に伴う減		
合 計		738 [839]	753 [839]	15	<参考> 人口1万人当たり職員数 84.51人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



20 20 24 28 32 36 40 44 48 52 56 60
 歳 } } } } } } } } } } } 歳
 未 23 27 31 35 39 43 47 51 55 59 以
 満 上

区分	20歳 未満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	3人	37人	97人	95人	65人	70人	81人	99人	80人	58人	67人	1人	753人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	464	465	467	472	469	487	23(5.0)
教育	72	68	67	69	71	68	△4(△5.6)
普通会計計	536	533	534	541	540	555	19(3.5)
公営企業等会計計	201	199	196	196	198	198	△3(△1.5)
総合計	737	732	730	737	738	753	16(2.2)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	1,610,617千円	63,484千円	176,135千円	10.9%	10.5%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 49,679 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)全国市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	31人	114,036千円	25,397千円	48,871千円	188,304千円	6,074千円	6,181千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
亀岡市	42.4歳	335,782円	506,193円
団体平均	44.3歳	340,929円	514,169円
事業者	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

亀岡市	亀岡市 (一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額 (平成30年度) 1,576千円	1人当たり平均支給額 (平成30年度) 1,482千円
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

亀岡市			亀岡市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%)		
（退職時特別昇給 無）			（退職時特別昇給 無）		
1人当たり平均支給額 0千円 20,320千円			1人当たり平均支給額 3,733千円 20,606千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		7,311千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		235,839円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
亀岡市	6%	31人	6%

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）		0%	
手当の種類（手当数）		2種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)
水道料金等滞納整理従事手当	水道料金等滞納整理の従事職員	水道料金等の滞納整理業務	0千円
危険不快作業従事手当	著しく危険、不快な作業の従事職員	著しく危険、不快な作業	0千円
			左記職員に対する支給単価
			日額 150円 月額 2,500円（常時）
			日額 200円

オ 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	5,982千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	260千円
支給実績（29年度決算）	5,759千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	262千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	3,564千円	297,000円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	1,674千円	279,000円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	2,578千円	88,906円
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	4,249千円	708,200円
管理職特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	39千円	19,250円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	2,058,413千円	478,764千円	98,201千円	4.8%	4.7%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 24,876千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)全国市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	19人	64,117千円	10,906千円	26,087千円	101,110千円	5,322千円	6,113千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成31年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
亀岡市	38.3歳	305,733円	443,466円
団体平均	43.0歳	337,379円	508,852円
事業者	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

亀岡市	亀岡市（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,373千円	1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,482千円
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

亀岡市			亀岡市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%)		
（退職時特別昇給 無）			（退職時特別昇給 無）		
1人当たり平均支給額 0千円 0千円			1人当たり平均支給額 3,733千円 20,606千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		4,018千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		211,474円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
亀岡市	6%	19人	6%

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		9千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		4,500円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）		10.5%	
手当の種類（手当数）		2種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)
水道料金等滞納整理従事手当	水道料金等滞納整理の従事職員	水道料金等の滞納整理業務	0千円
危険不快作業従事手当	著しく危険、不快な作業の従事職員	著しく危険、不快な作業	9千円
			左記職員に対する支給単価 日額 150円 月額 2,500円（常時） 日額 200円

オ 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	1,885千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	111千円
支給実績（29年度決算）	3,214千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	230千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	1,572千円	262,000円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	882千円	220,500円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	1,265千円	79,050円
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	1,276千円	637,830円
管理職特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	0千円	0円

(3) 病院事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	2,575,286千円	12,942千円	1,203,042千円	46.7%	48.8%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)全国市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	123人	523,565千円	211,853千円	197,614千円	933,032千円	7,586千円	6,906千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
亀 岡 市	医師	48.3歳	588,458円	1,435,570円
	看護師	42.0歳	335,553円	525,930円
	事務職員	42.8歳	317,910円	502,254円
	医療技術職員	39.7歳	311,145円	516,715円
団 体 平 均	医師	45.0歳	570,145円	1,415,659円
	看護師	39.5歳	294,102円	470,977円
	事務職員	42.9歳	322,930円	497,596円
	医療技術職員	—	—	—
事 業 者		—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

亀 岡 市	亀岡市（一般行政職）	団体平均
1人当たり平均支給額（30年度） 1,607千円	1人当たり平均支給額（30年度） 1,482千円	1人当たり平均支給額（30年度） 1,421千円
(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

亀岡市			亀岡市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%)		
（退職時特別昇給 無）			（退職時特別昇給 無）		
1人当たり平均支給額 1,650千円 0千円			1人当たり平均支給額 3,733千円 20,606千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		38,263千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		311,084円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
亀岡市	6%（医師以外）	110人	6%
	15%（医師）	15人	—

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		43,298千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		470,635円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）		74.8%		
手当の種類（手当数）		4種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する 支給単価
放射線取扱作業 手当	放射線作業に従事した職員 (診療放射線技師等)	診療放射線業務	656千円	日額250円 月額5,000円(常時)
夜間看護手当	深夜(22:00~翌5:00)にお いて行われる看護等の業務 に従事した職員(看護師等)	深夜病棟勤務の 業務	18,530千円	看護師及び准看護師 1回7,300円 深夜の一部の場合 4時間以上1回3,550円 2~4時間1回3,100円 2時間未満1回2,150円 看護助手 1回6,400円 深夜の一部の場合 4時間以上1回3,100円 2~4時間1回2,700円 2時間未満1回1,900円
自宅待機手当	救急診療等のため自宅待機 を命じられた職員(技師等)	診療オンコール 自宅待機業務	2,962千円	1回2,500円以内
医師手当	診療業務に従事した医師	医師の診療業務	21,300千円	月額180,000円 150,000円、130,000円 90,000円、80,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	65,937千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	568千円
支給実績（29年度決算）	64,140千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	558千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	14,209千円	244,983円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	7,608千円	317,000円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	13,615千円	112,521円
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	10,880千円	1,360,007円
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	0千円	0円
宿日直手当	宿日直勤務に係る手当 ・ 医師1回20,000円 （外来患者の救急診療、 緊急手術対応20,000円 加算） ・ 医師以外の医療職職員 1回8,000円		医療職職員の当直業務 に対して支給	27,214千円	1,007,926円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、 かつ、採用による欠員の 補充が困難であると認め られる職に係る手当 ・ 月額308,600円以内 （採用の日から35年未満 の期間）		医師に対し て支給	43,300千円	3,092,871円